

令和 5 年 9 月

射水市議会定例会議案
(議員提出議案)

目 次

議員提出議案第 2 号 射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当
に関する条例及び射水市議会委員会条例の一部改正
について

議員提出議案第 3 号 射水市議会会議規則の一部改正について

議員提出議案第 2 号

射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び射水市議会委員会条例の一部改正について

射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び射水市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 9 月 2 5 日 提 出

提出者	射水市議会議員	中村	文隆
	"	高畑	吉成
	"	山本	満夫
	"	堀	義治
	"	奈田	安弘
	"	高橋	久和

射水市条例第 号

射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び射水市議会委員会条例の一部を改正する条例

(射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成 17 年射水市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、射水市議会委員会条例(平成 17 年射水市条例第 201 号)第 13 条の 2 第 1 項のオンラインによる方法で出席した場合は、費用弁償は支給しない。

(射水市議会委員会条例の一部改正)

第 2 条 射水市議会委員会条例(平成 17 年射水市条例第 201 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

(委員会の開催方法の特例)

第13条の2 委員長は、重大な感染症のまん延、大規模な災害の発生その他やむを得ない事由により委員が委員会の開会場所に参集することが困難な場合であって、適切かつ効果的な委員会の運営のために必要があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第18条第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の場合において、オンラインによる方法で委員会に出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の許可を得て委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第27条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議員提出議案第 3 号

射水市議会会議規則の一部改正について

射水市議会会議規則の一部を次のように改正する。

令和 5 年 9 月 2 5 日 提 出

提出者	射水市議会議員	中村	文隆
		〃	高畑 吉成
		〃	山本 満夫
		〃	堀 義治
		〃	奈田 安弘
		〃	高橋 久和

射水市議会規則第 号

射水市議会会議規則の一部を改正する規則

射水市議会会議規則（平成 1 7 年射水市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 0 条を次のように改める。

（採決システム等による表決）

第 7 0 条 議長が表決をとろうとするときは、採決システム（議員の議席ごとに設置された機器により賛成又は反対の表決をすることができる装置をいう。次項において同じ。）により賛成の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 採決システムによる表決は、問題を可とする者にとっては賛成のボタンを押すことにより行う。

3 第 1 項の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、問題を可とする者に起立又は挙手をさせ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。

4 前項の場合において、議長が起立者又は挙手者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員 4 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

第2章第1節中第94条の次に次の1条を加える。

(出席委員に関する措置)

第94条の2 この章における出席委員には、射水市議会委員会条例(平成17年射水市条例第201号)第13条の2第1項のオンラインによる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席した委員を含む。

第117条に次の1項を加える。

3 前2項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

第129条に次のただし書を加える。

ただし、オンラインによる方法で委員会に出席している委員は、この限りでない。

第131条を次のように改める。

(起立又は挙手による表決)

第131条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者に起立又は挙手をさせ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者又は挙手者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票(委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員に賛否を発言させる方法)で表決をとらなければならない。

第142条に次の1項を加える。

3 前2項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。